

第 169 回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

1 開催日時

令和 7 年 7 月 8 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで

2 開催場所

千葉県森林会館 5 階 第 1 会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、鎌田直人 委員、高橋輝昌 委員、原啓一郎 委員

【職員】

宮川森林課長、木村林地対策室長 他

4 議題

（１）審議事項

議案 1 「林地開発許可案件」について

5 議事の概要

上記の議案 1 に係る第 1 号から第 5 号案件について審議がなされ、森林法第 10 条の 2 第 2 項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】工場、事業場の設置（工場用地の造成）について]

委員：造成森林の植栽は最後に行うと思うが、植えるに当たって元々あった表土は保存しておくのか。

事務局：事業地全体の4割ほどが切土になっており、切土の良質な部分を取り置いて、造成森林の土壌基盤として活用する。

委員：どこか仮置きする場所があるのか。

事務局：南側の造成からかかるため、こちら（図示）に切土した土砂を仮置きして、順次、法面ができたところに活用していくと事業者から聞いている。

委員：緑地の保全については県と市と事業者で緑化協定を締結予定と書かれているが、事業者によって緑化が行われた後の管理を指しているのか。

事務局：今回の開発に伴い、貴重な動植物の生息場所が確保できるように、3者で協定を結び、植生や動物などの生態系を保護する場所を確保する内容となっている。

委員：生物多様性を確保するような事業をこの場で行うということか。

事務局：そのような計画のもと施工を行うことになっている。

委員：既存の工業用水の管は、どこから、どこに向かって、どのような管になっているのか。

事務局：こちらの部分（図示）から、事業地を抜けるような形でφ1800の工業用水の管が敷設されている。

委員：深さはどうなっているのか。

事務局：埋設自体がかなり古いものとなるため、正確な管の位置は、工業用水の管理者も把握できていない状況と聞いている。

委員：今回、施工するに当たって、その管についてはどのように調査あるいは施工する予定か。

事務局：試掘等を行いながら、管の上に道路を設置する形となる。施工する際、周辺部に擁壁を設置するに当たり、こちらの部分（図示）についてはフーチングレスパネルを設置することで管底を傷つけないようにするなど、実際の現場で造成を進めながら、管を損傷しない形で施工を進める計画となっている。

委員：管の上に道路がくるとということか。逆に管のルートが変わっていれば、それに合わせて道路の位置を変更するのか。

事務局：実際は施工状況を見ながらでないと分からない部分もあるが、基本的には管が

埋まっている箇所の上に道路を設置するという形で、こちらの道路線形が決定されている。

委員： 既設の放流管があるとのことだが、それは既設の場所が池のように低くなっていて、そこに水が溜まっているからということか。

事務局： 管については、道路を造成した際に、管理水路が事業地の北側にしか無いため、こちら側のエリア（図示）の水を抜くために既設の管が設置されており、こちら以外にも数ヶ所で、道路を横断する既設の管が設置されている。

今回はこちらの部分（図示）に調節池を設置する形となったため、既設のφ1000の管に接続して放流する計画となっている。

委員： 接続桝を設置してジョイントするということだが、具体的にはどのような形のものをどのように接続していくのか。

事務局： 既設の管が道路の法面部分までしかないため、地下部分で同径のヒューム管を桝で繋いで、既設管と新設管を接続する計画となっている。

委員： 先ほどの写真のところが既設の放流管の端部で、ここに桝を設置するのか。

事務局： こちらに桝を設置して新設の管と接続する計画となっている。

委員： 桝自体を埋めてしまうのか。

事務局： はい。

委員： 桝から調節池までの新設管の下に地盤改良と書かれているが、管を設置する下全体を浅く地盤改良するということか。

事務局： 大型ブロック積み擁壁を設置する箇所については、地盤改良を行い、それ以降の範囲については、碎石を敷き、管の基礎部分を施工する計画となっている。

委員： 改良深さ H=2.2mと書いてあるが、管の下ということか。

事務局： 管の下 2.2mについては地盤改良を行う形となっている。

委員： 管が無いところでは特段行わないということか。

事務局： はい。こちら（図示）が改良の範囲である。

○第2号案件【【変更】工場、事業場の設置（学校教育施設の設置）について】

委員： 調節池の構造を擁壁から法面の構造に変えた意図は何かあるのか。

事務局： 当初は法面箇所の用地が確保できずにL型擁壁で許可を取ったが、拡大する土地が取得できたため、コンクリート構造物を作らず、自然環境に配慮した法面勾配の形状にしたと事業者から聞いている。

委員： 先ほどの1号案件の土地と隣接しているが、何か関係があるのか。

事務局： 雨水に関しては、それぞれの事業区域内のものはそれぞれの調節池に入れる予定

だが、一部外向きの残置森林が池の上にあり、その部分の雨水がこちらの池に入っても余裕がある設計となっている。

委員：擁壁工事をせずに、境界ぎりぎりに池を設置するということだが、雨が降ったときの計算は大丈夫か。

事務局：（図の）右側の方が少し高くなっており、1号案件の残置森林の水がこちらの池に流れる地形となっている。また、流れ込む水の分も十分に確保された容量となっている。

委員：隣の土地から流れてくる水も計算に入れて設計されているということか。

事務局：残置森林の部分はやむを得ず、池に導けない箇所があるため、この池が受けることを想定している。

委員：隣の土地との境が変更になったために、池を広げたということか。

事務局：はい。

委員：1号案件でも話したが、工業用の管が埋設されていると思うが、その影響はどのように考えているのか。

事務局：管には触れないように工事を行っていく計画となっている。

委員：（図の）こちら側の土地が低いので何らかの管が出てくるのではないと思うが。

事務局：1号案件と同様に、できるだけ影響のないように作業を進める予定である。

委員：現状としては多目的広場のところに管があると考えてよいのか。サッカー場がかなり低くなっているが、そちらではないか。

事務局：はい。こちら（図示）に通っている。

委員：既に施工された道路の下に通っているということか。

事務局：はい。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（残土埋立）について】

委員：事業区域が増えても調節池は既存のもので問題ないということだが、HWLは変わらないのか。

事務局：拡大に伴って雨水流出量は増えているが、HWL、HHWLは変わっていない。元々の計画貯留容量が大きかったため、容量は足りている。

ただ、雨水流出量が増えて、計算上でオリフィスの深さが上がってしまうため、オリフィスサイズを小さくすることで雨水抑制をさらに促している。

委員：容量は増えるが、排出する量を減らすためにオリフィスを小さくするというとか。

事務局：はい。

委員：そうすると、HWLに変更があったのではないか。

事務局：計算上は変わっているが、もともと出来上がっている調節池の構造自体は、それをさらに上回る形で設計されているため形状は変わっていない。

委員：雨水流出の範囲が増えたことによって流入量は増えているが、現状で足りるため調節池の形は変えていないということだが、流入量が増えるなら容量としては増えるのではないか。

事務局：計算上は増えているが、設計の位置がそれより高い位置で設定されている。

委 員： それなら別にオリフィスサイズを変えなくてもよいのではないか。

事務局： 確認したところ、本来は30年確率雨量の容量で十分だが、事業者は安全側の50年確率で計算しており、さらにそれよりも安全側のHWL83.5として調節池の形状を設計している。

計算上のHWLは83.5まで満たしていないが、今回、雨水流出量が増えるため、従来の計算上のHWLよりも上がっており、それに伴ってオリフィスサイズを小さくしている。

委 員： HWLが計算上変更になったということか。

事務局： はい。

委 員： 残土はどこから持ってくる予定か。

事務局： 都内等の建設発生残土が搬入される計画となっている。

委 員： それは特に問題はないのか。

事務局： はい。残土条例の許可も取っており、搬入時等には残土条例に基づいて所定の続きを踏むことになっている。

○第4号案件【変更】太陽光発電設備の設置について】

委 員： 太陽光パネルは先ほどの写真に写っていた草原のような状態のところに設置するのか。舗装したりとか砂利を敷いたりということはないのか。

事務局： はい。この状態の上にパネルを設置する。

委 員： 太陽光発電の申請だと、パネルの配置図があったと思うが、今回はないのか。

事務局： こちら（図示）が太陽光パネルの設置箇所、青色とピンク色で囲われている部分である。

委 員： 白い部分（図示）には貼らないのか。断面図では発電用地となっているが。

事務局： 太陽光発電施設用地という土地利用範囲として設定がされているだけであり、実際にはパネルを貼らずに、法面の維持管理に努める計画となっている。

委 員： 法面はどのようにしていくのか。

事務局： 基本的に法面はすべて、緑化を図る計画となっている。

委 員： ホワイトクローバーで吹付けをしていくということか。

事務局： はい。

委 員： そうすると流出率の計算では、先ほどの白い部分は太陽光パネルを設置しないということで、太陽光パネルの流出率を適用しないで計算しているのか。

事務局： 流出率は太陽光パネルを設置した想定で計算している。

委 員： 造成森林について、この事業地は全体的に残土の埋立てをしている場所だと思うが、植栽時に使用すると書いてある表土はどこの部分の表土を持ってくる予定か。森林の表土は今回の計画の中では出てこないような気がするが。

事務局： 池の周辺部分で切土をするため、その土を利用する計画となっている。加えてこちら側（図示）は下に新たに拡大しており、こちらの森林に残っている表土を使う予定である。

また、基本的に植栽する前に、状況届を提出してもらっているため、そこで適した土壌等が確認できないようであれば、別途対策をしてもらう予定である。

委員：表土が足りないような気がする。

委員：今回、開発区域増ということだが、どの部分が増えたのか。

事務局：こちらの赤い部分（図示）になる。

委員：保安林とあるが、そこが増えたということか。

事務局：様式2に書かれている開発行為をしようとする区域面積の2.3075ha増となっている部分は、図面上で保安林と記載されている範囲が広がったためである。

その手前側にある法面については、既存の法面を南側に拡大しているため、それに伴って開発行為に係る森林面積が2.4919ha増えている。

委員：2.4919ha増というのは、単純に保安林の部分が増えた場所ということか。

事務局：保安林の部分が増えている分としては、様式2の2.3075haになる。既許可図面と現許可図面で比較して開発区域として拡大している部分が、このような法面の部分（図示）も含めて、全体で2.4919ha増えているということである。

○第5号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取及び土砂等の埋立）について】

委員：赤枠の部分（図示）が追加されたということだが、そうすると残置森林の幅が30m確保されていないように見えるが、そのあたりは大丈夫か。

事務局：変更前は3段の法をつくる計画となっていたが、オレンジ色の部分（図示）が少し南側に追い込まれることによって、もともと確保されていた30m幅を下回ってしまうため、残置森林を追加で確保する計画となっている。

委員：それが先ほどの小段を設けるのを忘れたということに関係しているということか。

事務局：はい。

委員：市道の部分を計画に組み込んだというのは何か理由があるのか。

事務局：本当は1:0.6で切土して小段を設け、さらに1:0.6で切り上げる計画だったが、小段を設けずに切土してしまったため、小段が設置できない状況となっている。

小段を設けるためには、市道側に追い込まないといけなくなり、切り直しにより影響が出てしまうため、富津市と事業者による協議の末、重力式擁壁を立てることによって市道区域を確保してほしいということで、今の計画となっている。

委員：重力式擁壁を立てるに当たって、市道をある程度掘削しなければいけないと思うが、その際通行止めをすることについては、協議で了解を貰ったという理解でいいか。

事務局：地元との協議をしており、通行止めとなっている。

市にも道路工事施工承認を申請しているため、そのあたりも調整が済んでいるかと思われる。

委員：先ほどの道路側の写真を見ると勾配がかなりきついと思うが、全部岩ということか。

事務局：はい。事業区域のほとんどで岩が出ている状態となっている。

委員：道路側も岩なのか。

事務局：岩となっているが、一部ブルーシートがかかっている部分だけ土質が異なるように見えることを現場で確認している。事業者には擁壁を設置する前、設置高まで

掘削した後に平板載荷試験を実施してもらい、必ず地盤支持力が想定以上出るかを確認して報告するように求めている。

委員：勾配がきついように見えたため、このような質問をした。岩であれば今の勾配でよいが、シートがかかっている箇所は弱そうに見えたため、勾配を緩やかに変えたほうがよいのではないかと考えた。

試験を行い、もし弱ければ何らかの対策を講じるという理解でよい。

事務局：はい。対策工法は取らせようと思っている。

委員：歩道沿いの上流側がこのような状況であれば、現状計画の勾配よりも緩い勾配に変更したほうがよいのではないかと考えた。

岩であれば現状の法面勾配1:0.6でよいが、このような状況であれば1:0.6では急すぎるため、安全面で心配である。

事務局：現況では岩として報告を受けているが、実際に施工していく中で、土質的に岩と違う土質が出る場合には、事業者には指導して法面勾配を緩くするなど、別の方法を取らせる。

委員：市道ということで住民が使う道路のため、安全面を見て、場合によっては勾配をもっと緩くするなどの対策を検討してほしい。

事務局：はい。